

特定公益増進法人

当財団は平成 16 年 9 月 9 日付けで、新潟県知事から、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号口及び法人税施行令第 77 条第 1 項第 3 号口に該当する公益の増進に著しく寄与する法人（特定公益増進法人）であることの認定を受けました。財団に対する寄附金は、法定の定める範囲で、個人においては所得から寄附金控除の対象となり、法人に関しては、各事業年度の計算上、損金に算入されます。